

モニタリング期間の運用

ICS の目的およびモニタリング期間

ICS の目的は、グループの資本基準における国際的なコンバージェンスを強化するために、グループソルベンシーの監督上の協議に用いる共通の言語を策定することである。最終的な目標は、法域を越えて比較可能、すなわち、実質的に同一の結果を達成することができるような、共通の手法を含む単一の ICS である。市場で資本を調達することも、保険セクターが資本不足であると示唆することも意図していない。

5 年間のモニタリング期間の目的は、一定期間の ICS の動向を監視することであり、IAIGs の資本充分性を測るのではない。この目的上、モニタリング期間は、参照 ICS および追加報告にとって安定した期間となることを意図している。このことは、開発中の ICS を改善するための、モニタリング期間中に特定された重大な欠陥または意図せざる影響の明確化、改善および修正の可能性を排除するものではない。

ICS を、規定資本要件(PCR)¹として採択する前に、ICS に関する市中協議が行われることになり、IAIS は経済的な影響度評価を実施する予定である。

モニタリング期間の主な目的は、監督者および IAIGs から参照 ICS および、該当する場合は追加報告に関するフィードバックを得ることである。グループ全体の監督者および監督カレッジによる評価には、以下を含むべきである：

- 既存のグループ資本基準、または開発中の計算手法との比較
- IAIG の重大なリスクが捕捉される度合
- 要求される計算の適切性および実行可能性；および
- IAIG または監督者による計算手法の適用（すなわち、仕様書の適用）にあたっての困難

モニタリング期間中、ICS はグループ全体の監督者に対して非公開ベースで報告され、監督カレッジでの協議に利用される。ICS は PCR として利用されることはない（すなわち、ICS の結果は、監督上の介入措置を発動させる根拠として利用されることはない）。ICS は PCR ではないため、モニタリング期間中、IAIGs は ICS に準拠して自社グループの事業活動を行うことまで求められない。モニタリング期間のための ICS バージョン 2.0 は監督者

¹ 保険コアプリンシプル(ICP) 17.4 で PCR は、同水準を上回っていれば監督者が資本充分性を理由に介入しないソルベンシー管理の水準として定義される。ICS が最低基準として設計されているため、各国の監督当局は、より健全なアプローチを取り、ICS の PCR より高い PCR を設定することを選択できる。

による意思決定のためのものでなく、また、第三者による使用を意図するものでもない。これに関連して、IAIS は IAIGs に対して、自社グループの ICS バージョン 2.0 の結果をいかなる第三者にも開示しないよう推奨する。

モニタリング期間中に受領したフィードバックは、ICS のさらなる改善に活用されることになる。監督者からのフィードバックに加えて、IAIS はステークホルダーが関与することで得られるフィードバック、市中協議、および経済的な影響度評価の結果を考慮し、それら全ては、ICS バージョン 2.0 の変更につながる可能性がある。モニタリング期間中、IAIS はフィールドテスト期間中と同レベルでステークホルダーの関与を維持する予定。

モニタリング期間終了時に PCR として適用された時点で、ICS は IAIGs の資本充分性の指標となる。ICS は、達成されるべき最低基準であり、IAIS のメンバーである監督者が、それぞれの法域特有の市場環境を考慮に入れて適用または適用を提案することになる。²ICS は、グループの PCR の最低基準であり、単体の PCR ではない。

ICS バージョン 2.0 : モニタリング期間

モニタリング期間は、ICS のプロジェクトで異なるフェーズを構成している。本セクションでは、この 5 年間における IAIS および監督者の役割に焦点を当てて、モニタリング期間の時期および期待される事項を示す。

以下の図は、モニタリング期間の最初の 1 年の予定表ならびに年次報告および分析に関する活動の概観を示している。その後の年は、最初の年の結果を受けて調整される可能性がある。

² IAIS は基準設定主体であり、ICS を PCR として法域内で適用するよう直接義務付ける法的権限は何ら有さない。しかしながら、IAIS の規約には、第 6 条(6)項に以下の条項が含まれる：

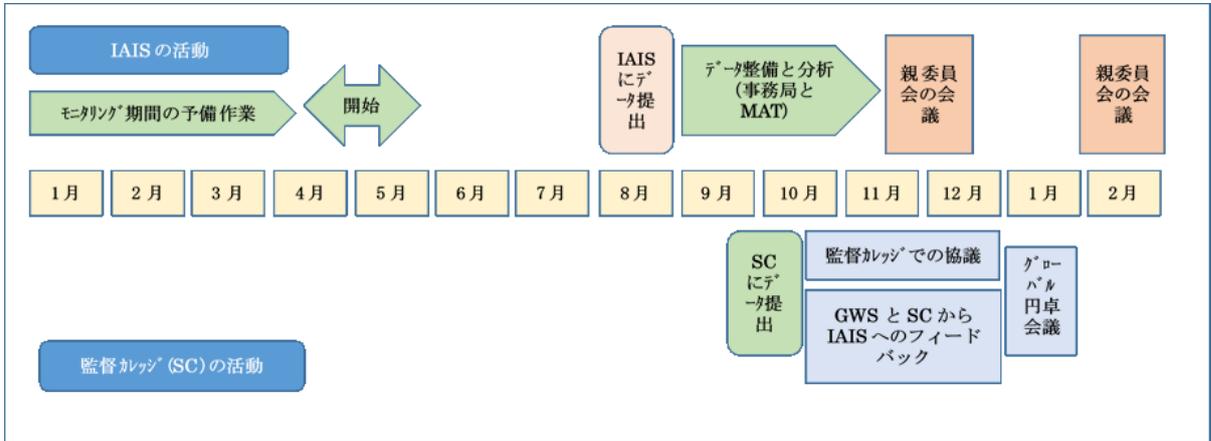
(6) 会員は以下に努める

(a) 機構の任務を遂行する

(b) 特有の市場環境を考慮して、IAIS の監督文書を導入する；および

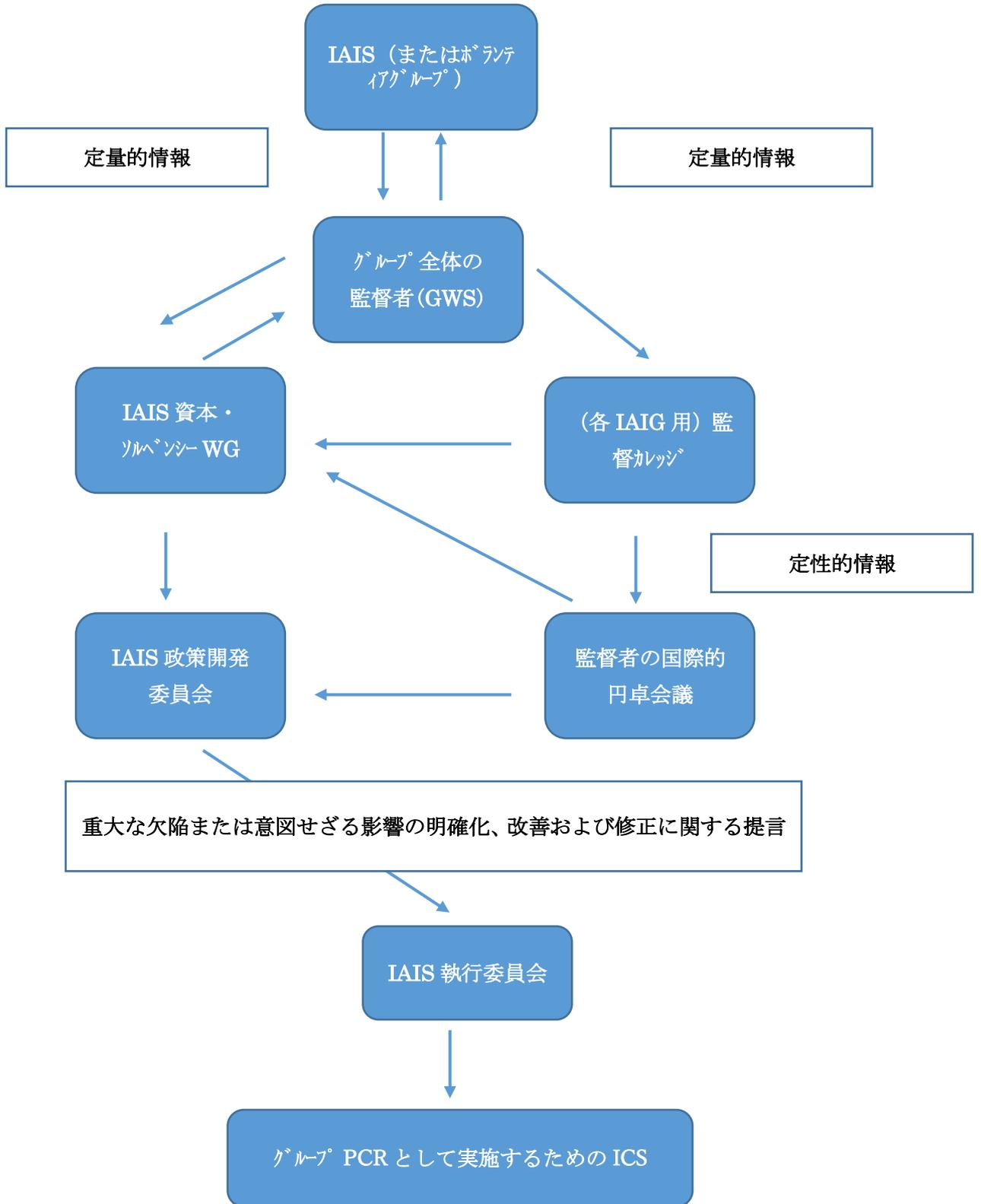
(c) 定期的な自己評価および相互評価を受ける

図1：モニタリング期間中の年次報告および分析



以下のフローチャートは、モニタリング期間がどう機能すると想定されるかについての解説を示している。

図2：モニタリング期間のプロセス



モニタリング期間のプロセス

図2に記載したように、モニタリング期間のプロセスは、フィールドテスト期間中にたどったプロセスと非常に似たものとなる。図の左側は、フィールドテスト期間中にたどったプロセスと全く同じである。主な違いは、図の右側が追加されたことであり、ここには、監督カレッジ内および毎年の監督者の国際的円卓会議で ICS の結果を協議することが含まれる。図内の矢印は、モニタリング期間の様々な関係者間での相互関係、及びフィードバックループを示している。

図に示されている、フィードバックループ内のあらゆる情報共有は、フィールドテスト期間のデータの機密性と同レベルを確保する、厳格な機密保持規定に従って実施されることになる。

以下のセクションは、モニタリング期間中のグループ全体の監督者、監督カレッジおよび IAIS の役割について、それらの役割が互いにどのように補完されるかについて記載している。

グループ全体の監督者の役割

ICS のフィールドテストと同様に、ICS の継続的なモニタリングのために IAIS にデータのテンプレートを提出するのは、GWS であって、IAIG ではない。提出の前に、GWS は、最低でも法域の法令のできる範囲で、データ提出における妥当性のチェックを実施すべきである。GWS がデータ提出の内容に満足したならば、GWS は、IAIG の監督カレッジに対して、結果の概要報告書を協議用に提供することになる。

GWS と IAIS の間にはフィードバックループが存在する。これは、両者が IAIG から提供される非公開のデータへのアクセス権を持つためである。GWS は、参照 ICS および何らかの追加報告の適切性に関して、IAIS に定量的かつ定性的フィードバックを提供する際に重要な役割を担う。

IAIS の役割

資本・ソルベンシーに関するワーキング・グループ（ワーキング・グループ）は、参照 ICS の年次の非公開ベースの報告および、グループ全体の監督者の任意による追加報告の促進および取りまとめの任務を伴い IAIS により維持されることになる。ワーキング・グループは、モニタリング期間の最初の2年³に、(IFRS、米国 GAAP および中国 GAAP に基づく) GAAP プラスを開発し、また、必要に応じて、モニタリング期間の最後に ICS のリ

³ IFRS、米国 GAAP、および中国 GAAP に基づく GAAP プラスについては、開発およびフィールドテストを、2020 年と 2021 年まで継続され、2022 年に3年間のモニタリング期間が開始する。

スク・チャージの較正を修正することを目的としたデータ収集を実施する。

専門の分析チームが毎年、参照 ICS ならびに追加報告の計算結果を評価する。それは、データの整備および技術的なフィードバックの観点から、GWSs を通じた IAIGs との対話を必要とする。ワーキング・グループは、分析チームが用意した定量的結果に加え、GWSs、監督カレッジ、および IAIGs からのフィードバックについて協議し、対処すべき重大な問題があるかどうか判断するために、定期的に会合を持つ。ワーキング・グループは、ICS を PCR として導入する前に、モニタリング期間の結果について IAIS に定期的に通知し、また、政策開発委員会(PDC)に対して、重大な欠陥または意図せざる影響の明確化、改善および修正について提言を行う。また、ワーキング・グループは、モニタリング期間の参照 ICS およびあらゆる追加報告に関するフィードバックを受けるために、特化したワークショップを通じて IAIGs との相互関係を維持する。

監督者の関与は、対面会合、デジタルツールおよびアンケートを組み合わせたネットワークの形式で運営されることになる。関係する全ての監督者が便利で費用効果の高い方法で確実にフィードバックを提供できるように、異なる形式の関与も活用される。

国際的円卓会議は毎年開催される。これは、関心を寄せる全ての監督者が、参照 ICS および追加報告の評価について、関係する（本店所在地と受入地の）監督者と協議する機会である。国際的円卓会議の目的は、進行中の ICS の開発を改善するために、特定された重大な欠陥または意図せざる影響について実現可能な明確化、改善を協議することである。この国際的円卓会議からのアウトプットは、（事務局の支援を受けて）参照 ICS および追加報告に関する第一線の監督者の経験として PDC に報告される。

モニタリング期間の最初の 1 年間において、参照 ICS および追加報告の評価を行うことになる、第一線の監督者を支援するための ICS 教育プログラムが開発される。ICS 教育プログラムは、ICS の構成要素に関する一連のオンラインセミナー、ならびに監督者との法域毎の Q&A セッションおよびその他のオンラインツールから構成されると想定されている。

監督カレッジの役割

監督カレッジは、モニタリング期間中、主要な役割を担う。GWS により提供される結果の概要は、監督カレッジによる参照 ICS および追加報告の有効性についての協議および評価を可能とするよう、十分なものとすべきである。各監督カレッジは、自国の IAIG の結果のみを協議することになる。監督カレッジは、他の IAIGs の結果を協議することはなく、また、他の個別データへのアクセス権も持たない。

監督カレッジの協議は、GWS および IAIS がデータをレビューする機会を得た後に開始すべきである。監督カレッジの協議は、毎年のプロセス（国際的円卓会議、IAIS の親委員会会合）で検討されるのに合わせて、翌年の非公開ベースの報告に先立って行われるべきである。

IAIS は、監督カレッジ内で得られた ICS に関する追加情報（例えば、リスクについてのより良い理解、国境を越えたより優れた比較可能性等）など、監督者からのフィードバックおよび見解を収集する。IAIS は、監督カレッジにおける協議を促進し、また、統合的なフィードバックを受けるために、ガイダンスおよびフィードバックに対象を絞った質問事項を開発する予定である。IAIS は、各 IAIG の監督カレッジにおける協議に基づいて、GWSs および受入地の監督者からのフィードバックを収集するための確実な方法を提供する予定である。